

義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、富岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年6月14日提出

提出者 社会常任委員会  
委員長 三ツ木 真由美

富岡市議会議長 佐藤 信次 様

## 義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を求める意見書(案)

今、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種教職員の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

また令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば令和7年度に完了となります。今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かな教育活動を進めるために、更なる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、平成18年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられましたが、自治体間の教育格差を生じさせることなく、子どもたちが全国のどこに住んでも一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、そのための財源を保障することが国の責務です。

子どもたちの豊かな学びを保障するためには、国の施策として定数改善に向けた財源を保障することが不可欠です。このためにも国庫負担率2分の1への復元など、義務教育費国庫負担制度の一層の拡充が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年6月14日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

あて

富岡市議会議長 佐藤 信次